証券コード 6558
2021年２月４日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区芝田二丁目７番18号
クックビズ株式会社
代表取締役社長ＣＥＯ 藪 ノ 賢 次

# 第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、可能な限りご来場をお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申しあげます。

**なお、書面によって議決権を行使される際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年２月18日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

**１．日　　時**　2021年２月19日（金曜日）午前10時

**２．場　　所**　大阪府大阪市北区芝田二丁目７番18号
LUCID SQUARE UMEDA５階　CIVI北梅田研修センター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**３．目的事項**

**報告事項**　第13期（2019年12月１日から2020年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

**第２号議案**　取締役３名選任の件

**第３号議案**　監査役３名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://cookbiz.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（2019年12月 1 日から
2020年11月30日まで）

## 1．会社の現況

### ⑴ 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く外食産業の経営環境につきましては、2019年10月の消費税の引き上げに加え、COVID-19の感染拡大防止のための外出自粛要請や営業時間短縮要請によって業界全体の集客数が著しく減少する状況になっており、極めて厳しい経営環境下におかれております。また、外食産業における有効求人倍率においても、厚生労働省が2020年12月25日に発表した2020年11月の有効求人倍率（職業別一般職業紹介状況）は接客・給仕の職業で1.91倍、飲食物調理の職業で1.78倍と、前年同月では接客・給仕の職業で3.95倍、飲食物調理の職業で3.39倍であったため、雇用情勢も大きく下落しております。

以上の結果、当事業年度の売上高1,445,342千円（前期比51.4％減）、営業損失615,048千円（前年同期は226,705千円の営業利益）、経常損失558,081千円（前年同期は227,672千円の経常利益）、当期純損失599,593千円（前年同期は139,718千円の当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当社の報告セグメントは、「人材紹介事業」「求人広告事業」「その他事業」の３区分としておりましたが、当事業年度より、「人材紹介事業」「求人広告事業」の２区分に変更することといたしました。

この変更は、前事業年度に「その他事業」に区分していた研修事業、SNS事業（Foodion）、外国人材の紹介事業のうち、研修事業については営業力の強化を目的に「求人広告事業」へ移管、SNS事業（Foodion）は事業化せずにオウンドメディアとして転換、また外国人材の紹介事業は事業化が見込めないため全社費用として計上することにともなうものであります。

ａ．人材紹介事業

人材紹介事業におきましては、「cookbiz」（※）サイトへご登録いただいた転職を希望される方へ、転職先を紹介する事業を運営しております。

当事業年度におきましては、求人企業の新規開拓により求職者への紹介企業数を増やすことで、求人企業と求職者のマッチング率の向上に努めるとともに、より幅広く求職者及び求人企業に対しマッチングの機会をつくり出すべく京都市と札幌市に拠点の新規開設を行いましたが、COVID-19の感染拡大により飲食利用客が大きく減少したため求人ニーズが大幅に低下したことと、採用を行なう企業もより質の高い人材を求めて選考基準の引き上げが進んだことにより非常に苦戦を強いられました。

その結果、当セグメントにおける売上高は780,367千円（前期比56.9%減）、セグメント損失は246,138千円（前年同期は378,784千円のセグメント利益）となりました。

ｂ．求人広告事業

求人広告事業におきましては、求人広告サイトである「cookbiz」（※）の事業を運営しております。

当事業年度におきましては、事業基盤強化に向けて人員の採用を推し進めるとともに、中期的な成長を目指し人材育成の強化を図ることや、サブスクリプションサービスである「ダイレクトプラス」の提供など商品ラインナップの拡充を図ることにより、営業力の強化に努めてまいりましたが、COVID-19の感染拡大により、飲食店における求人ニーズの大幅な低下により求人掲載ニーズが無くなったことで非常に苦戦を強いられました。

その結果、当セグメントにおける売上高は664,975千円（前期比42.6%減）、セグメント損失は151,561千円（前年同期は84,540千円のセグメント利益）となりました。

※　cookbiz：弊社は人材紹介事業及び求人広告事業ともに「cookbiz」の同一ブランドにて展開しております。

事業別売上高

| 事業区分 | 第12期 (2019年11月期) (前事業年度) | | 第13期 (2020年11月期) (当事業年度) | | 前事業年度比増減 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| 人材紹介事業 | 1,809,043千円 | 60.8% | 780,367千円 | 54.0% | △1,028,675千円 | △56.9% |
| 求人広告事業 | 1,158,905 | 39.0 | 664,975 | 46.0 | △493,929 | △42.6 |
| 報告セグメント計 | 2,967,948 | 99.8 | 1,445,342 | 100.0 | △1,522,608 | △51.3 |
| その他 | 5,354 | 0.2 | － | － | △5,354 | △100.0 |
| 合計 | 2,973,302 | 100.0 | 1,445,342 | 100.0 | △1,527,960 | △51.4 |

（注）「その他」は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、SNS事業（Foodion）を含んでおります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は15,026千円で、その主なものは、内装工事に伴う建物設備3,667千円、ソフトウエア仮勘定からの振替を含む基幹システム開発等に伴うソフトウエア等10,585千円であります。

なお、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

当事業年度における設備の除却損は12,860千円であり、これは主にソフトウエアを除却したことによるものです。

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により27,490株の新株式を発行し、19,423千円の資金調達を行いました。

また、運転資金の調達として、金融機関より短期借入金550,000千円、長期借入金150,000千円の資金調達を行いました。

### ⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 10 期<br>(2017年11月期) | 第 11 期<br>(2018年11月期) | 第 12 期<br>(2019年11月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(2020年11月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(千円) | 2,066,968 | 2,503,599 | 2,973,302 | 1,445,342 |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円) | 266,047 | 137,842 | 227,672 | △558,081 |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | 171,274 | 71,081 | 139,718 | △599,593 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円) | 94.48 | 32.73 | 63.34 | △266.91 |
| 純資産額(千円) | 947,412 | 1,150,411 | 1,354,505 | 774,288 |
| 総資産額(千円) | 1,465,271 | 1,594,539 | 2,024,706 | 1,834,952 |
| １株当たり純資産額(円) | 448.39 | 528.36 | 609.98 | 344.69 |

(注) １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### ⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### ⑷ 対処すべき課題

当社の今後の経営課題は以下の７点と認識し、解決に向けた対応を推進してまいります。

①経営資源の再配分と生産性の最大化

当社は、外食産業の市場規模が今後とも比較的安定して推移するという前提のもと、中長期の成長を目指して事業領域の拡大を進めてまいりましたが、事業を取り巻く環境が当初の想定から大きく変化しており、柔軟かつ機動的に対応する必要が出てまいりました。外食産業の市場規模は短期的には回復しないものと見込み、コスト構造の見直しや当面収益性が見込めないような新規事業からの撤退を行い、既存事業の生産性の最大化を目指すとともに、既存事業の基盤を活かした新規事業により新たな収益機会の獲得を行ってまいります。今後も事業環境は様々に変化していくと思われますが、都度柔軟に対応してまいります。

②システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社は自社でエンジニアの採用を行い、機動的に対応ができるよう取り組んでおります。また、会員数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

③経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を進めるとともに、成長及び基盤強化に向けた投資を支えるため、効率性、健全性を重視しながら、財務基盤の最適化を図ります。

④情報管理体制の強化

当社は、人材サービス事業を行っており、多数の求職者（職業紹介希望者、求人案件応募者等）の個人情報を有しているため情報管理が最重要課題であると認識しております。当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得し、その制度に準じた個人情報管理体制を構築しております。

今後も社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、啓蒙のさらなる推進、ソフトウェア・デバイスのモニタリング体制の拡充など、企業の社会的責任である情報セキュリティの確保に向けた取り組みの強化を行ってまいります。

⑤営業力の強化

当社の営業部門は、蓄積されたノウハウを活かした提案及び企画により、営業活動を推進しておりますが、新規サービスの拡充に伴い、受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業力の強化に努める方針であります。具体的には、営業ツールやマニュアル等の整備、営業システムの強化、外部ノウハウの活用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

⑥内部管理体制の強化

当社は、既存事業の継続的な成長と新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたっては、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのためには財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役会や監査法人との連携により適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、効率性・有効性を阻害する業務フローの改善に取り組むことで、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率的な組織体制の構築に向け、さらなる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑦新規事業の開発

当社は、長期的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成により新たな主要事業を創出することが不可欠であると考えております。外食領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、飲食業界における様々な社会課題の解決に貢献できると考えております。このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を採用・育成し、飲食業界で生まれる事業機会を確実に捉えて新たなサービスを生み出していきます。

**⑸ 継続企業の前提に関する重要事象等**

当社は、前事業年度において、営業利益、経常利益及び当期純利益を計上しておりましたが、当事業年度においては、COVID-19の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、615,048千円の営業損失、558,081千円の経常損失、599,593千円の当期純損失を計上しております。緊急事態宣言が解除された６月以降においては需要の回復の兆しが見えたものの、７月に入り感染者数が再び増加したことにより、需要が再び落ち込むこととなりました。

また、11月以降においても感染者数が大きく増加するなど、COVID-19の収束時期が見通せないことにより、COVID-19の実体経済に与える影響の長期化が予測される中で、今後の売上高の見通しについても不透明な状況であり、翌事業年度においても重要な営業損失、経常損失及び当期純損失の計上の可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、以下に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を講じていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

①徹底的なコスト削減

COVID-19の全世界的な感染拡大が顕在化した2020年３月の時点で全社的なコスト見直しを行い、現時点で不要不急な経費については削減を行うとともに、希望退職の募集や求人ニーズの低下に併せて広告宣伝費の大幅な削減を行っております。その他、役員報酬の減額、役員賞与の不支給、新規人材採用の停止、従業員の休業対応、出張費及び会議費並びに交際費の大幅な削減、業務委託費や支払手数料の見直しによる削減など、徹底的なコスト削減を行うことで、当事業年度においては前年比で約6.6億円のコスト圧縮を図りました。また今後においてもさらなるコスト削減に向け、拠点の集約にともなう地代家賃の削減を実施するなどさらなる削減を実施してまいります。

②資金の確保

機動的かつ安定的な資金調達枠を確保するために第３四半期会計期間末までに3.0億円のコミットメントライン及び2.0億円の当座貸越契約を締結しております。当事業年度末においては、現金及び預金1,310,859千円を保有しており、事業運営資金について十分な水準を維持しております。また、翌事業年度第１四半期会計期間に入ってからも新たに合計で0.5億円の資金枠を確保するなど、十分な資金調達を実施することで、財務基盤の安定化を図ってまいります。

③一部新規事業の凍結

当社の新たな収益源を生むべく取り組んでいる施策のうち、COVID-19の影響により国境をまたいだ移動が困難になることもあり、外国人材の紹介事業については、事業化のための費用を全社費用として計上しておりましたが、事業化が見込めないため十分な市況の向上が見込めるまで、事業を凍結することを決定しました。また、人材紹介事業及び求人広告事業における新規施策についても効果を慎重に見極めながら、投資を決定するなど投資の選択と集中を進めております。これにより、将来的なコスト削減及び回復時の利益率向上を目指してまいります。

(6) **主要な事業内容**（2020年11月30日現在）

| 区分 | 事業内容 |
|---|---|
| 人材紹介事業 | 有料職業紹介事業 |
| 求人広告事業 | Ｗｅｂサイト「cookbiz」を主軸とした求人情報の提供 |

(7) **主要な営業所**（2020年11月30日現在）

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 大阪府大阪市北区 |
| 新　橋　営　業　所 | 東京都港区 |
| 名　古　屋　営　業　所 | 愛知県名古屋市中村区 |

（注）１．2020年７月31日に五反田営業所を閉鎖し、2020年８月１日よりその業務は新橋営業所に移管しました。
２．2020年10月31日に横浜営業所を閉鎖し、2020年11月１日よりその業務は新橋営業所に移管しました。
３．2020年10月31日に福岡営業所を閉鎖し、2020年11月１日よりその業務は本社に移管しました。

(8) **従業員の状況**（2020年11月30日現在）

| 従　業　員　数（名） | 前事業年度末比増減 | 平　均　年　齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---|---|---|---|
| 119（13） | 94（11）名減 | 35.1 | 3.8 |

（注）１．平均年齢、平均勤続年数に非常勤役職員は含まれておりません。
２．従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイム及び派遣社員含む）は（　）内にて外数で記載しております。
３．従業員数が前事業年度末と比較して94名減少しております。主な理由は、希望退職者募集の実施によるものであります。

⑼ **主要な借入先の状況**（2020年11月30日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 300百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 150百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 100百万円 |
| 株式会社紀陽銀行 | 100百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 50百万円 |

⑽ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2．株式の状況（2020年11月30日現在）

(1) **発行可能株式総数**　7,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　2,249,691株

（注）新株予約権の行使による新株式発行に伴い、前事業年度末に比べて計27,490株増加いたしました。

(3) **株主数**　1,700名

(4) **大株主**

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 藪ノ賢次 | 1,054,800 | 46.95 |
| 藪ノ郁子 | 218,500 | 9.72 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 96,900 | 4.31 |
| 渡邉薫 | 72,900 | 3.24 |
| 生田亮人 | 31,300 | 1.39 |
| 田中慎也 | 23,400 | 1.04 |
| 岡本哲郎 | 16,900 | 0.75 |
| クックビズ従業員持株会 | 16,000 | 0.71 |
| 伊藤アセットマネジメント株式会社 | 15,500 | 0.69 |
| 渡辺俊輔 | 14,000 | 0.62 |

（注）持株比率は自己株式（3,378株）を控除して計算しております。

## 3．新株予約権等の状況

### ⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2014年８月21日 | 2017年２月24日 |
| 新株予約権の数 | | 81,000個 | 20,810個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 当社普通株式 81,000株 | 当社普通株式 20,810株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 680円<br>（１株当たり 680円） | 新株予約権１個当たり 1,170円<br>（１株当たり 1,170円） |
| 権利行使期間 | | 2016年８月22日から<br>2024年８月21日まで | 2019年３月10日から<br>2027年２月24日まで |
| 行使の条件 | | （注） | （注） |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 81,000個<br>目的となる株式数 81,000株<br>保有者数 2名 | － |
| | 社外取締役 | － | 新株予約権の数 950個<br>目的となる株式数 950株<br>保有者数 1名 |

（注）１．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

２．新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。

３．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

４．新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

５．その他行使条件は、新株予約権割当契約に定める。

### ⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4．会社役員の状況

### ⑴ 取締役及び監査役の状況（2020年11月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長ＣＥＯ | 藪ノ賢次 | |
| 取締役ＣＯＯ | 生田亮人 | 事業統括部門長 |
| 取締役ＣＦＯ | 岡本哲郎 | 経営管理部門長 |
| 取締役 | 吉崎浩一郎 | 株式会社グロース・イニシアティブ　代表取締役 |
| 常勤監査役 | 髙瀬博 | |
| 監査役 | 嶋内秀之 | 株式会社アントレプレナーファクトリー　代表取締役<br>立命館大学大学院経営学研究科　非常勤講師 |
| 監査役 | 福本洋一 | 弁護士法人第一法律事務所　パートナー<br>特定非営利活動法人日本システム監査人協会　理事 |

（注）１．取締役 吉崎浩一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役 嶋内秀之氏及び監査役 福本洋一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役 髙瀬博氏、監査役 嶋内秀之氏及び監査役 福本洋一氏は、以下の知見を有しております。
・常勤監査役 髙瀬博氏は、新田ゼラチン株式会社において、長年同社の経理業務を担当したのち、同社の執行役員及び監査役を歴任し、内部統制及び財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しております。
・監査役 嶋内秀之氏は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役であるとともに、立命館大学大学院経営学研究科の非常勤講師を務め、会社経営に関する豊富な知識と経験を有しております。
・監査役 福本洋一氏は、弁護士の資格を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### ⑶ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数 | 報 酬 等 の 額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 4名<br>(1) | 53百万円<br>(4) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 5<br>(3) | 12<br>(6) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 9<br>(4) | 65<br>(10) |

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2017年３月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2019年２月22日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額25百万円以内と決議いただいており、当事業年度に係る譲渡制限株式報酬の費用計上額である８百万円を含めております。

３．監査役の報酬限度額は、2018年２月23日開催の第10期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

### ⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役の吉崎浩一郎氏は、株式会社グロース・イニシアティブの代表取締役であります。なお、同社と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

・社外監査役の嶋内秀之氏は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役並びに立命館大学大学院経営学研究科の非常勤講師であります。なお、同社並びに同大学と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

・社外監査役の福本洋一氏は、弁護士法人第一法律事務所のパートナー並びに特定非営利活動法人日本システム監査人協会の理事であります。なお、両法人と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況 |
|---|---|
| 取締役　吉崎浩一郎 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役　嶋内秀之 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役　福本洋一 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

## 5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

| | 報　酬　等　の　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 19,866千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,496千円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は有限責任 あずさ監査法人に対して、財務報告に係る内部統制に関する助言業務についての対価を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

# 貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **(資産の部)** | |
| **流動資産** | **1,605,118** |
| 現金及び預金 | 1,310,859 |
| 売掛金 | 55,310 |
| 未収入金 | 746 |
| 未収還付法人税等 | 120,068 |
| 未収消費税等 | 65,058 |
| 前払費用 | 54,669 |
| その他 | 120 |
| 貸倒引当金 | △1,715 |
| **固定資産** | **229,833** |
| **有形固定資産** | **67,555** |
| 建物(純額) | 63,019 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 4,535 |
| **無形固定資産** | **27,935** |
| ソフトウエア | 20,421 |
| ソフトウエア仮勘定 | 6,361 |
| 商標権 | 1,152 |
| **投資その他の資産** | **134,342** |
| 敷金 | 131,149 |
| 長期前払費用 | 3,072 |
| その他 | 120 |
| **資産合計** | **1,834,952** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **(負債の部)** | |
| **流動負債** | **855,715** |
| 未払金 | 74,870 |
| 未払費用 | 67,262 |
| 短期借入金 | 550,000 |
| 未払法人税等 | 1,527 |
| 前受金 | 104,339 |
| 預り金 | 4,937 |
| 賞与引当金 | 34,000 |
| 返金引当金 | 2,908 |
| 事業構造改善引当金 | 1,727 |
| 資産除去債務 | 14,142 |
| **固定負債** | **204,948** |
| 長期借入金 | 150,000 |
| 資産除去債務 | 40,109 |
| 繰延税金負債 | 11,213 |
| その他 | 3,624 |
| **負債合計** | **1,060,663** |
| **(純資産の部)** | |
| **株主資本** | **774,288** |
| **資本金** | **481,248** |
| **資本剰余金** | **474,248** |
| 資本準備金 | 474,248 |
| **利益剰余金** | **△181,081** |
| その他利益剰余金 | △181,081 |
| 繰越利益剰余金 | △181,081 |
| **自己株式** | **△126** |
| **純資産合計** | **774,288** |
| **負債純資産合計** | **1,834,952** |

# 損　益　計　算　書

（2019年12月 1 日から
2020年11月30日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,445,342** |
| **売上原価** | | **20,308** |
| **売上総利益** | | **1,425,033** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,040,082** |
| **営業損失（△）** | | **△615,048** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 16 | |
| サービス利用権失効益 | 3,012 | |
| セミナー収入 | 498 | |
| 助成金収入 | 53,396 | |
| その他 | 3,524 | 60,448 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 1,439 | |
| 株式報酬費用 | 1,749 | |
| その他 | 292 | 3,482 |
| **経常損失（△）** | | **△558,081** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 12,860 | |
| 事業構造改善費用 | 70,818 | 83,679 |
| **税引前当期純損失（△）** | | **△641,760** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,981 | |
| 法人税等還付税額 | △73,094 | |
| 法人税等調整額 | 28,945 | △42,167 |
| **当期純損失（△）** | | **△599,593** |

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年１月22日

クックビズ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　田　順　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　俣　野　広　行　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クックビズ株式会社の2019年12月１日から2020年11月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月29日

クックビズ株式会社　監査役会

常勤監査役　髙瀬　博　㊞

監査役(社外監査役)　嶋内　秀之　㊞

監査役(社外監査役)　福本　洋一　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の理由

会社法により記載が不要である第10条（株券の不発行）の条文を削除し、CEO、COO、CFOの役職廃止にともない、第14条（招集権者及び議長）、第21条（代表取締役及び役付取締役）、第22条（取締役会の招集権者及び議長）について、条文の変更を行うものであります。また、第26条（取締役会議事録）の条文を追加し、不要となる条文の削除による条数の繰り上げ及び一部字句の修正を行うものであります。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終了のときをもって効力が発生するものといたします。

（下線部は変更箇所を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| （株券の不発行）<br>第10条　当会社の株式については、株券を発行しない。 | （削除） |
| 第11条～第14条　（条文省略） | 第10条～第13条　（現行通り） |
| （招集権者及び議長）<br>第15条　株主総会は、取締役最高経営責任者（ＣＥＯ）がこれを招集し、議長となる。<br>２　取締役最高経営責任者（ＣＥＯ）に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 | （招集権者及び議長）<br>第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>２　取締役社長に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 |
| 第16条～第21条　（条文省略） | 第15条～第20条　（現行通り） |
| （代表取締役及び役付取締役）<br>第22条　（条文省略）<br>２　（条文省略） | （代表取締役及び役付取締役）<br>第21条　（現行通り）<br>２　（現行通り） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 3　取締役会の決議をもって、当会社の業務執行の統括の任に当たるべき取締役として、最高経営責任者（ＣＥＯ）、最高執行責任者（ＣＯＯ）、最高財務責任者（ＣＦＯ）を定めることが出来る。 | （削除） |
| （取締役会の招集権者及び議長）<br>第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役最高経営責任者（ＣＥＯ）がこれを招集し、議長となる。<br>2　取締役最高経営責任者（ＣＥＯ）に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 | （取締役会の招集権者及び議長）<br>第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>2　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 |
| 第24条～第25条　（条文省略） | 第23条～第24条　（現行通り） |
| （取締役会規則）<br>第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 | （取締役会規程）<br>第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 |
| （新設） | （取締役会議事録）<br>第26条　取締役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。 |
| （監査役会規則）<br>第38条　当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規則」による。 | （監査役会規程）<br>第38条　当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規程」による。 |

**第２号議案**　取締役３名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（フリガナ）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 藪ノ賢次（ヤブノケンジ）<br>（1980年５月２日） | 2005年５月　有限会社ネクシティ設立<br>2007年12月　当社設立　代表取締役社長<br>2016年２月　当社代表取締役社長ＣＥＯ（現任） | 1,054,800株 |
| 2 | 生田亮人（イクタマコト）<br>（1975年３月４日） | 1994年４月　医療法人恵生会入職<br>2004年10月　アデコ株式会社入社<br>2007年９月　株式会社シーアンドシープロ入社<br>2010年12月　当社入社　営業部長<br>2013年12月　当社取締役<br>2016年２月　当社取締役ＣＯＯ（現任） | 31,300株 |

| 候補者番号 | 氏名（フリガナ）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 吉崎 浩一郎（ヨシザキ コウイチロウ）<br>（1966年11月28日） | 1990年４月　三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入社<br>1996年７月　日本ＡＴ＆Ｔ株式会社入社<br>1998年４月　シュローダー・ベンチャーズ株式会社（現株式会社ＭＫＳコンサルティング）入社<br>2002年７月　株式会社ＭＫＳパートナーズ入社　パートナー<br>2005年９月　カーライル・グループ入社<br>2009年10月　株式会社グロース・イニシアティブ設立　代表取締役（現任）<br>2011年９月　株式会社アルフレックスジャパン　取締役（現任）<br>2013年11月　株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）　取締役<br>2015年９月　株式会社イード　取締役（現任）<br>2016年２月　当社取締役（現任）<br>2016年７月　ライフスタイルアクセント株式会社　取締役（現任）<br>2016年11月　ブティックス株式会社　取締役（現任）<br>2017年２月　グロースポイント・エクイティＬＬＰ設立　代表パートナー（現任）<br>2017年５月　株式会社Ｎｏ．１　取締役（現任）<br>2018年８月　株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス　取締役（現任） | － |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．藪ノ賢次氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
３．吉崎浩一郎氏は、社外取締役候補者であります。
４．吉崎浩一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。吉崎浩一郎氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断しております。
５．吉崎浩一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

6．当社は、吉崎浩一郎氏との間で会社法第427条第１項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、吉崎浩一郎氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7．当社は、吉崎浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。吉崎浩一郎氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

**第３号議案**　監査役３名選任の件

監査役 髙瀬博氏が本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。また、監査役 嶋内秀之氏及び福本洋一氏につきましては、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（フリガナ）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 遠藤隆史（エンドウタカシ）<br>（1975年８月１日） | 1998年９月　社団法人レジャー・スポーツダイビング産業協会入職<br>2003年４月　株式会社サンダス・リゾート（現ウィンダム・デスティネーションズ・ジャパン株式会社）入社<br>2010年５月　株式会社エポック・ジャパン（現株式会社家族葬のファミーユ）入社<br>2014年４月　当社入社<br>2014年７月　当社人材紹介事業部　課長<br>2017年２月　当社人材紹介事業部　部長代理<br>2018年12月　当社内部監査室　室長<br>2019年７月　当社仮監査役<br>2020年２月　当社内部監査室　室長（現任） | ― |
| 2 | 嶋内秀之（シマウチヒデユキ）<br>（1973年７月30日） | 1996年４月　オリックス株式会社入社<br>2009年９月　株式会社アントレプレナーファクトリー設立代表取締役（現任）<br>2009年９月　立命館大学経営学部　非常勤講師<br>2009年９月　立命館大学大学院経営学研究科非常勤講師（現任）<br>2013年12月　当社監査役（現任）<br>2018年11月　株式会社ラグザス・クリエイト　監査役 | ― |

| 候補者番号 | 氏名（フリガナ）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 福本洋一（フクモトヨウイチ）<br>（1975年９月12日） | 2003年10月　弁護士登録<br>弁護士法人第一法律事務所入所<br>2014年１月　弁護士法人第一法律事務所<br>パートナー（現任）<br>2016年２月　特定非営利活動法人日本システム監査人協会<br>理事（現任）<br>2017年２月　当社監査役（現任） | ― |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．嶋内秀之氏及び福本洋一氏は、社外監査役候補者であります。

３．嶋内秀之氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。嶋内秀之氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断しております。

４．福本洋一氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士業務の経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。福本洋一氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断しております。

５．嶋内秀之氏及び福本洋一氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって嶋内秀之氏が７年２ヵ月、福本洋一氏４年となります。

６．当社は、嶋内秀之氏及び福本洋一氏との間で会社法第427条第１項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、嶋内秀之氏及び福本洋一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

７．当社は、嶋内秀之氏及び福本洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。嶋内秀之氏及び福本洋一氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市北区芝田二丁目７番18号
LUCID SQUARE UMEDA５階　CIVI北梅田研修センター




交通　・ＪＲ「大阪」駅 御堂筋北口から徒歩5分
・地下鉄御堂筋線「梅田」駅 5番出口から徒歩3分
・阪急「大阪梅田」駅 茶屋町口から徒歩5分

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、ご出席される株主様は感染状況やご自身の体調をお確かめいただき、感染予防（マスクの着用等）のうえ、ご来場くださいますようお願い申しあげます。
なお、会場においても感染防止措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。